# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 17 | 児童手当の支給に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、児童手当の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | 行橋市の庁内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいすることがない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。 |

## 評価実施機関名

行橋市

## 公表日

令和7年4月2日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | 児童手当法（昭和46年法律第73号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、児童手当の認定審査、受給者の資格等の管理及び受給者に対する児童扶養手当の支給を行う。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。<br>①児童手当若しくは特例給付の認定請求の受理、審査<br>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査<br>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査<br>④児童手当若しくは特例給付の現況届の受理、審査<br>⑤官公署等に対する必要な資料の提供等の請求 |
| ③システムの名称 | 児童手当システム・団体内総合宛名システム・中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 児童手当システムファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項<br>・番号法別表第一の56の項<br>・番号法別表一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1情報提供<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の26.30.87の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19.44条<br><br>2情報照会<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の74.75の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 福祉部子ども支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| ― |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 〒824-8601　福岡県行橋市中央一丁目1番1号<br>行橋市　総務部　総務課<br>TEL：0930－25－1111（代） |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 〒824-8601　福岡県行橋市中央一丁目1番1号<br>行橋市　福祉部　子ども支援課<br>TEL：0930－25－1111（代） |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年3月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | ［　　十分に行っている　　］ | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | ［　　十分である　　］<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年8月1日 | 5. ②所属長 | 上原　圭三 | 吉本　康一 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。 |
| 平成29年8月1日 | Ⅱ1．2．いつの時点の計数か | 平成27年3月31日　時点 | 平成29年8月1日　時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。 |
| 令和1年5月31日 | 5. ②所属長の役職名 | 吉本　康一 | 課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。 |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ1．2．いつの時点の計数か | 平成29年8月1日　時点 | 平成31年5月31日　時点 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。 |
| 令和3年8月10日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 | 1情報提供<br>・番号法第19条第7号<br>・番号法別表第二の26.30.87の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19.44条<br><br>2情報照会<br>・番号法第19条第7号<br>・番号法別表第二の74.75の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条 | 1情報提供<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の26.30.87の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19.44条<br><br>2情報照会<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の74.75の項<br>・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条 | 事前 | 番号法の改正による号ずれの修正 |
| 令和7年3月27日 | 2. 取扱者数 | いつ時点の集計か　令和１年５月３１日　時点 | いつ時点の集計か　令和7年3月1日時点 | 事前 | 標準化に係る訂正による見直し |
| 令和7年3月27日 | Ⅳリスク対策8.人手を介在させる作業 | | ・選択肢（2）を記入<br>・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 | 事前 | 新様式への対応 |
| 令和7年3月27日 | Ⅳリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策 | | ・選択肢（8）を記入<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 | 事前 | 新様式への対応 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |